

用
利
率

十一
初
期
利
子

十二

十三
十四
十五
十六
償
償還
償還金額
期限

平成四十年十一月十五日
額面金額百円につき百円
平成三十年十一月十五日
日本銀行の本店又は支店

額面金額 × $\frac{0.09}{100} \times \frac{1}{2}$
 每年五月十五日及び十一月
 日を支払期とし、各支払期
 にて、その日以前六月間に
 ある利子として、次の算式に
 算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{第十号に規定する第二期}}{\text{以後の利子の適用利率}} \times \frac{1}{2}$$

十七 中途換金の取扱い

中途換金の買取りは、平成三十一年十一月十五日以後において次式により算出した金額とする。

(一) 平成三十二年五月十五日から平成三十一年十一月十五日までの間の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)

(二) 平成三十一年五月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)

十八 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和一十五年法律第七十一条）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三条の規定による改定する特別障害者扶

十九

払元
場利
所金
支

日本
銀行